

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円（小松学区他 3 学区）
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
契約金額	110,292,000 円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市小野 2 2 3 番地の 4 〔名称〕 株式会社志賀衛生社
契約相手方の選定理由	<p>一般廃棄物の適正な処理は、公衆衛生の確保と市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことができない。とりわけ、家庭ごみ（一般廃棄物）は、生活環境の保全上支障が生じないうちにできる限り速やかに収集を行い、腐敗等することがないように、ごみ処理施設に確実に運搬しなければならない。</p> <p>（株）志賀衛生社は、長年にわたり家庭系一般廃棄物の収集運搬業務を受託しているため、所定の区域内における地域の事情に精通しており、地理、道路状況及び集積所の状況などを熟知していることから、円滑な収集運搬を行うことができる。よって、住環境の美化を求める市民の期待に応えるとともに、一般廃棄物の適正な処理を効率的に履行できる事業者である。</p> <p>さらに、収集運搬に必要な人員及び車両等を保有していること、収集業務の従事者に対する教育が徹底され、本市の廃棄物の分別基準に関する知識を有する者を必要数確保できる唯一の事業者であることを鑑み、通年的に適正な業務水準を保持することが期待できるため、随意契約を結ぶものとする。</p> <p>なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 項に定めるとおり、本業務の性質上、条項の規定に定める基準を満たせるものを選ぶことが優先されるべきであること、また、市町村が行うとされる一般廃棄物の処理は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものと示されている（平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判例）ことを勘案するものとする。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の

(様式第 2 号)

	製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
--	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円（葛川学区他 15 学区）
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日まで
契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
契約金額	439,025,400 円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市本堅田六丁目 24 番 16 号 〔名称〕 株式会社大津衛生社
契約相手方の選定理由	<p>一般廃棄物の適正な処理は、公衆衛生の確保と市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことができない。とりわけ、家庭ごみ（一般廃棄物）は、生活環境の保全上支障が生じないうちにできる限り速やかに収集を行い、腐敗等することがないように、ごみ処理施設に確実に運搬しなければならない。</p> <p>㈱大津衛生社は、長年にわたり家庭系一般廃棄物の収集運搬業務を受託しているため、所定の区域内における地域の事情に精通しており、地理、道路状況及び集積所の状況などを熟知していることから、円滑な収集運搬を行うことができる。よって、住環境の美化を求める市民の期待に応えるとともに、一般廃棄物の適正な処理を効率的に履行できる事業者である。</p> <p>さらに、収集運搬に必要な人員及び車両等を保有していること、収集業務の従事者に対する教育が徹底され、本市の廃棄物の分別基準に関する知識を有する者を必要数確保できる唯一の事業者であることを鑑み、通年的に適正な業務水準を保持することが期待できるため、随意契約を結ぶものとする。</p> <p>なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 項に定めるとおり、本業務の性質上、条項の規定に定める基準を満たせるものを選ぶことが優先されるべきであること、また、市町村が行うとされる一般廃棄物の処理は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものと示されている（平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判例）ことを勘案するものとする。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の

(様式第 2 号)

	製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
--	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円（逢坂学区他 8 学区）
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
契約金額	302,181,000 円（年間予定額）
契約の相手方	[所在地] 大津市大石中六丁目 2 番 20 号 [名称] 株式会社タケノウチ
契約相手方の選定理由	<p>一般廃棄物の適正な処理は、公衆衛生の確保と市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことができない。とりわけ、家庭ごみ（一般廃棄物）は、生活環境の保全上支障が生じないうちにできる限り速やかに収集を行い、腐敗等することがないように、ごみ処理施設に確実に運搬しなければならない。</p> <p>（株）タケノウチは、長年にわたり家庭系一般廃棄物の収集運搬業務を受託しているため、所定の区域内における地域の事情に精通しており、地理、道路状況及び集積所の状況などを熟知していることから、円滑な収集運搬を行うことができる。よって、住環境の美化を求める市民の期待に応えるとともに、一般廃棄物の適正な処理を効率的に履行できる事業者である。</p> <p>さらに、収集運搬に必要な人員及び車両等を保有していること、収集業務の従事者に対する教育が徹底され、本市の廃棄物の分別基準に関する知識を有する者を必要数確保できる唯一の事業者であることを鑑み、通年的に適正な業務水準を保持することが期待できるため、随意契約を結ぶものとする。</p> <p>なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 項に定めるとおり、本業務の性質上、条項の規定に定める基準を満たせるものを選ぶことが優先されるべきであること、また、市町村が行うとされる一般廃棄物の処理は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものと示されている（平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判例）ことを勘案するものとする。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の

(様式第 2 号)

	製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
--	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円（大石学区他 7 学区）
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
契約金額	307,444,000 円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市大江二丁目 1 番 8 号 共立ビル 2-A 〔名称〕 大五産業株式会社大津支店
契約相手方の選定理由	<p>一般廃棄物の適正な処理は、公衆衛生の確保と市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことができない。とりわけ、家庭ごみ（一般廃棄物）は、生活環境の保全上支障が生じないうちにできる限り速やかに収集を行い、腐敗等することがないように、ごみ処理施設に確実に運搬しなければならない。</p> <p>大五産業(株)大津支店は、長年にわたり家庭系一般廃棄物の収集運搬業務を受託しているため、所定の区域内における地域の事情に精通しており、地理、道路状況及び集積所の状況などを熟知していることから、円滑な収集運搬を行うことができる。よって、住環境の美化を求める市民の期待に応えるとともに、一般廃棄物の適正な処理を効率的に履行できる事業者である。</p> <p>さらに、収集運搬に必要な人員及び車両等を保有していること、収集業務の従事者に対する教育が徹底され、本市の廃棄物の分別基準に関する知識を有する者を必要数確保できる唯一の事業者であることを鑑み、通年的に適正な業務水準を保持することが期待できるため、随意契約を結ぶものとする。</p> <p>なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 項に定めるとおり、本業務の性質上、条項の規定に定める基準を満たせるものを選ぶことが優先されるべきであること、また、市町村が行うとされる一般廃棄物の処理は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものと示されている（平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判例）ことを勘案するものとする。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の

(様式第 2 号)

	製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
--	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。